

# 総社市農業者 物価高騰対策重点支援補助金

## よくあるご質問

(令和8年4月14日版)

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市重点支援交付金対策室

TEL:0866-92-8246 MAIL:jutenshien@city.soja.okayama.jp

# 1. 対象者・制度全般について

Q 1-1	補助対象となる経費は？
A 1-1	令和7年分(法人については令和8年1月1日の直前の事業年度における)の税申告に必要な経費として計上した「種苗費」、「素畜費」、「肥料費」、「飼料費」、「諸材料費」が対象となります。

Q 1-2	補助対象となる経費には具体的にどのようなものが含まれますか？
A 1-2	一般的な経費の具体例は次のとおりです。(国税庁 HP より抜粋) ・種苗費・・・種もみ、苗類、種芋などの購入費用 ・素畜費・・・子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料 ・肥料費・・・肥料の購入費用 ・飼料費・・・飼料の購入費用 ・諸材料費・・・ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用  詳細は、住所地所管の税務署にお問い合わせください。

Q 1-3	総社市外に居住していますが、総社市内の農地を耕作しています。この場合申請できますか？
A 1-3	申請できません。 令和8年1月1日現在において市内に住所を有する方が対象となります。

Q 1-4	総社市内に居住していますが、総社市外の農地を耕作しています。この場合申請できますか？
A 1-4	申請できます。 耕作している農地が市内か市外かは問いません。

Q 1-5	基準日(令和8年1月1日)時点では市内に居住しており、その後市外へ転出した場合は申請できませんか？
A 1-5	申請できます。 基準日時点で総社市内に住所を有する場合は、申請時点で市外に転出していても対象となります。

Q 1-6	法人の場合、本店登記のみで事業所がない場合でも市内事業者とみなされますか？
A 1-6	事業所が市内にない場合は対象外です。

Q 1-7	なぜ税申告をしている必要があるのですか？
A 1-7	農業収入により生計を維持している方に対し、事業者支援として補助金を交付することで、継続的な経営の支援をするためです。

Q 1-8	収入が少ないなどの理由で確定申告をしておらず、確定申告の書類がない場合でも申請できますか？
A 1-8	確定申告の義務がない方で事業収入がある方は、市県民税の申告を行っていれば申請できます。

Q 1-9	自家消費のみの農家でも申請できますか？
A 1-9	自家消費のみでも税申告を行い、対象経費に記載がある場合は申請できます。

Q1-10	令和7年分の税申告後に亡くなっている場合は対象になりますか？
A1-10	申請時点でなくなっている方は対象になりません。 ただし、亡くなった方と住民票上の世帯を同じくする方が農業を継承していると確認できた場合は、継承者が申請できますので、個別に市にご相談ください。

Q1-11	親子で別々に農業者として確定申告を行っている場合は、それぞれ申請できますか？
A1-11	親子や夫婦に関係なく、個人ごとに確定申告を行っており、対象者の要件を全て満たす場合は個別に申請できます。

Q1-12	令和8年中に営農を開始した場合は申請できますか？
A1-12	申請できません。 令和7年分の税申告(法人においては令和8年1月1日の直前の事業年度における法人税申告)に基づき補助対象経費を算出する制度であるため、基準日である令和8年1月1日以降に営農を開始し、令和7年中に支出した対象経費を申告できない農業者は対象となりません。

Q1-13	農林水産業にかかる個人事業主として「総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金」を申請し、交付決定を受けている場合でも、本補助金は申請できますか？
A1-13	申請できます。

Q1-14	同一人物が代表を務める複数・別々の法人で、総社市内にそれぞれの法人の事業所がある場合はそれぞれの法人分で申請できますか？
A1-14	代表者が同一であっても法人としては別なので、それぞれの法人で申請できます。

Q1-15	代表を務める法人としての申請と、農業者個人としての申請は可能ですか？
A1-15	法人・個人としては別なので、それぞれで申請できます。

Q1-16	個人事業主で、複数の事業所を展開している場合は事業所の数だけ申請できますか？
A1-16	1交付対象者あたり1回までの申請となります。

## 2. 申請・申請書類について

Q 2-1	申請書提出期間はいつからいつまでですか？
A 2-1	令和8年5月1日(金)から令和8年8月31日(月)までで、郵送の場合は当日消印有効です。

Q 2-2	申請すれば誰でももらえますか？
A 2-2	対象者や交付の要件について、申請書・添付書類を確認・審査します。審査後、交付対象となれば交付されます。要件を満たさない場合は交付されません。

Q 2-3	申請書の「誓約・同意事項」に誓約・同意しなくても申請できますか。
A 2-3	申請できません。補助金の交付要件や交付手続に必要な内容であるため、誓約・同意いただける方が対象となります。

Q 2-4	補助金を受領後、交付要件に該当しないことが分かった場合や、申請に虚偽の内容が含まれていた場合はどうなりますか。
A 2-4	補助金を返還していただきます。

Q 2-5	交付申請額の算出方法は？
A 2-5	<p>税申告に基づいた補助対象経費(「種苗費」、「素畜費」、「肥料費」、「飼料費」、「諸材料費」)の合計を1.1で割り、算出した額に0.2を乗じてください。千円未満を切り捨てた額が補助金交付申請額です。(上限20万円)</p> <p>(例)対象経費の合計が514,000 円の場合  <math>514,000 \text{ 円} \div 1.1 \times 0.2 = 93,454.54 \dots</math>  →交付申請額 93,000 円(千円未満切り捨て)</p>

Q 2-6	交付申請額の算出方法に基づき計算した結果、申請額が0円になった場合は申請できますか？
A 2-6	<p>申請額が0円になる場合は申請できません。</p> <p>※対象経費の合計額が 5,500 円未満の場合は、千円未満切り捨てにより申請額が0円となるため申請できません。</p>

Q 2-7	申請書はどこで入手できますか？
A 2-7	<p>総社市役所のホームページよりダウンロードできます。「総社市農業者等物価高騰対策重点支援補助金」で検索してください。</p> <p>また、次の窓口でも配布しています。</p> <p>・総社市重点支援交付金対策室（市役所本庁6階604号室）</p> <p>日時：平日8時30分から17時15分まで</p>

Q 2-8	税申告書類一式とは具体的に何が必要ですか。
A 2-8	<p>次の書類の写しをご用意ください。</p> <p><b>個人の場合</b></p> <p>【 青色申告者 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年分の確定申告書第一表</li> <li>・ 令和7年分の所得税青色申告決算書(農業所得用)(1、2ページ)</li> </ul> <p>【 白色申告者 】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和7年分の確定申告書第一表</li> <li>・ 令和7年分の収支内訳書(農業所得用)(1、2ページ)</li> </ul> <p>【 市民税・県民税申告者 】(確定申告の義務のない方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年度市民税・県民税申告書</li> <li>・ 令和7年分の収支内訳がわかる書類</li> </ul> <p><b>法人の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和8年1月1日の直前の事業年度における法人税確定申告書別表第一</li> <li>・ 決算報告書(対象経費が分かる部分)</li> </ul>

Q 2-9	税申告書の控えがない場合、どうしたらいいですか。
A 2-9	<p>税申告書の控えの請求については、申告先にお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告の場合・・・管轄税務署</li> <li>・ 市民税・県民税申告の場合・・・総社市税務課</li> </ul>

Q2-10	市民税・県民税申告を行い収支内訳がわかる書類がない場合、どうしたらいいですか。
A2-10	<p>申請書類一式に様式(令和7年分収支内訳表)を同封しておりますので、ご利用ください。また、同様式はホームページからダウンロードすることも可能です。</p>

Q2-11	電子申告(e-TAX)の場合はどうしたらいいですか。
A2-11	<p>電子申告(e-TAX)分は「電子申告日時」が印字されたもの又は「受信通知」(所得額の記載あり)を添付してください。</p> <p>※ 令和7年1月から、申告書等(税務署に提出される全ての文書)への控えに收受日時印の押なつを中止しています。申告事実の確認ができる書類の添付がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要し、交付までに時間を要しますのでご注意ください。</p>

Q2-12	電子申告(e-Tax)の電子申告日時の印字、受信通知の添付がありません。
A2-12	<p><b>【法人の場合】</b></p> <p>確定申告書に税理士名の記載がある等、税理士により作成されたことが分かるもの(法人事業概況説明書 16の「税理士の関与状況」有で「申告書の作成」に○がついているものでも可。)、又は税理士による押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類で代替することができます。</p> <p>確定申告書の写し(收受日付印等のないもの)に加え、確定申告後の法人税を納付したこと(還付の場合は還付されたこと)が分かる書類を提出していただいた場合も可とします。(例:納税証明書その2「所得が分かる書類」、領収書の写し、還付通知書の写し等)</p> <p><b>【個人事業主の場合】</b></p> <p>確定申告書に税理士印、青色申告会印が押されたもの(市県民税申告の場合は市の受付印が押されたもの。税務課で押印のある写しの発行が可能です。)、又は税理士による押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった事業収入の分かる書類で代替することができます。</p> <p>確定申告書の写し(收受日付印等のないもの)に加え、確定申告後の所得税を納付したこと(還付の場合は還付されたこと)が分かる書類を提出していただいた場合も可とします。(例:納税証明書その2「所得が分かる書類」、領収書の写し、還付通知書の写し等)</p>

Q2-13	本人確認書類は具体的に何が必要ですか？
A2-13	次のいずれかの書類の写しを提出してください。  【1点で確認できる書類】 運転免許証(両面)、パスポート(顔写真のページ)、マイナンバーカード(おもて面)、在留カード、特別永住者証明書、官公署が発行し本人の顔写真が添付された免許証又は許可証  【2点で確認できる書類】 健康保険資格確認書、国民健康保険資格確認書、国民年金証書、厚生年金証書、共済年金証書、国民年金手帳、基礎年金番号通知書、介護保険被保険者証、申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 ※ いずれも申請日時点で有効であり、申請者住所と同一であることが確認できるもの。

Q2-14	申請者名義と異なる口座を指定することはできますか？
A2-14	同一名義のみとなります。

Q2-15	通帳がない場合は何を添付したらいいですか？
A2-15	「口座の銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座のカナ名義」が分かるもの(金融機関が発行する当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書、当座預金入金帳、キャッシュカード等)の写しを提出してください。

Q2-16	ネットバンクの場合は何を添付したらいいですか？
A2-16	ネットバンクの画面コピーを添付してください。

Q2-17	ゆうちょ銀行の振込用の支店名と7桁の口座番号がわかりません。
A2-17	通帳2ページ目の下段に記載されています。 もしくは、インターネットで「ゆうちょ銀行_記号番号から振込用の支店名」と検索すると調べることができます。 <a href="https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html">https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/kj_sk_fm_kz_1.html</a>



Q2-18	「誓約・同意事項」は申請者による手書きの署名が必要ですか。
A2-18	押印があれば、手書きの署名は必須ではありません。

Q2-19	代表者以外の者(社員や配偶者、税理士等)が窓口で代理申請することはできますか？
A2-19	申請書の誓約・同意事項の記載・捺印欄があるため、あらかじめ代表者が当該欄に記入・押印のうえ、必要項目の記入ができる方で必要書類があればどなたでも代理申請は可能です。

### 3. その他

Q 3-1	申請から振込までに要する期間は？
A 3-1	金融機関営業日で3週間程度を予定しています。ただし、受付期間当初は申請件数により時間がかかる場合があります。また、申請書類に不備があるなど審査内容によっては時間がかかります。

Q 3-2	現金支払いはできますか？
A 3-2	迅速にお支払いするため、「口座振込」のみとなります。

Q 3-3	補助金の用途に制限はありますか？
A 3-3	使途に指定はありません。今後の営農に必要な経費にご活用ください。

Q 3-4	後日、補助金の用途について市に報告が必要ですか？
A 3-4	実績報告は義務付けていませんが、後日、アンケート等のご協力をお願いすることがあります。

Q 3-5	補助金は課税対象ですか？
A 3-5	本補助金は課税の対象となります。